

説明・報告資料

平成25年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会

平成26年3月13日

目次

- 1 平成 24 年度情報公開条例の運用状況について … 1 ページ
- 2 平成 24 年度個人情報保護条例の運用状況について … 1 ページ
- 3 市町村へのレセプト情報提供 … 5 ページ

1 平成 24 年度情報公開条例の運用状況について

※公表文については、3 ページ参照

公文書の開示内容

番号	請求 年月日	請求内容	所管課名	決定内容
1	H24. 10. 24	平成 24 年度レセプト点検業務委託契約書及び仕様書	事業課	部分開示

※ 平成 2 3 年度公文書の開示請求件数・・・3 件

2 平成 24 年度個人情報保護条例の運用状況について

※公表文については、4 ページ参照

個人情報の開示内容

番号	請求 年月日	請求内容	所管課名	決定内容
1	H24. 5. 21	受診履歴等（平成 24 年 1 月～同年 3 月分）①	事業課	開示
2	H24. 5. 17	診療報酬明細書等 （平成 23 年 12 月、平成 24 年 1・2 月分）	事業課	開示
3	H24. 5. 31	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）②	事業課	開示
4	H24. 6. 6	故人に係る後期高齢者医療相続人代表者指定届兼口座指定届	事業課	部分開示
5	H24. 6. 20	故人に係る診療報酬明細書等 （平成 20 年 4 月以降分）	事業課	開示
6	H24. 6. 20	受診履歴等 （平成 23 年 1 月～同年 12 月分）③	事業課	開示
7	H24. 6. 25	故人に係る受診履歴等（平成 22 年 9 月以降分）④	事業課	開示
8	H24. 6. 27	平成 22 年度高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	事業課	開示
9	H24. 7. 2	故人に係る後期高齢者医療葬祭費支給申請書及び葬祭費支給決定日・支給額	事業課	部分開示
10	H24. 7. 17	故人に係る診療報酬明細書等 （平成 22 年 9 月以降分）	事業課	開示
11	H24. 7. 26	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）⑤	事業課	開示
12	H24. 8. 6	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）⑥	事業課	開示
13	H24. 8. 13	故人に係る診療報酬明細書等 （平成 23 年 1 月～同年 9 月分）	事業課	開示

14	H24. 8. 23	診療報酬明細書等（平成 24 年 3 月分）	事業課	開示
15	H24. 9. 11	受診履歴等 （平成 23 年 1 月～同年 12 月分）	③ 事業課	開示
16	H24. 10. 9	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）	④ 事業課	開示
17	H24. 11. 7	受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）	⑤ 事業課	開示
18	H24. 11. 7	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）	⑥ 事業課	開示
19	H24. 11. 16	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）	⑦ 事業課	開示
20	H24. 12. 11	診療報酬明細書等 （平成 24 年 4 月～同年 10 月分）	事業課	開示
21	H24. 12. 17	故人に係る診療報酬明細書等 （平成 21 年 4 月～平成 24 年 8 月分）	事業課	開示
22	H24. 12. 25	診療報酬明細書等（平成 23 年 10 月分）	事業課	開示
23	H25. 1. 7	受診履歴等 （平成 23 年 1 月～同年 12 月分）	⑧ 事業課	開示
24	H25. 1. 15	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 1 月以降分） 及び平成 24 年 1 月以降に支払った保険料	⑨ 事業課	開示
25	H25. 1. 17	受診履歴等（平成 24 年 1 月～同年 4 月分、平 成 24 年 9 月以降分）	⑩ 事業課	開示
26	H25. 2. 19	受診履歴等 （平成 24 年 5 月～同年 12 月分）	⑪ 事業課	開示
27	H25. 3. 13	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月以降分）	⑫ 事業課	開示
28	H25. 3. 13	受診履歴等 （平成 24 年 1 月～同年 12 月分）	⑬ 事業課	開示
29	H25. 3. 14	故人に係る受診履歴等（平成 24 年中分）	⑭ 事業課	開示
30	H25. 3. 25	診療報酬明細書等（平成 20 年 9・10 月分）	事業課	開示
31	H25. 3. 29	受診履歴等（平成 20 年 4 月～同年 12 月）	⑮ 事業課	開示
32	H25. 3. 29	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月～同年 12 月、平成 21 年 1 月～同年 6 月、平成 21 年 10 月～同年 12 月、平成 22 年 1 月～同年 3 月、 平成 24 年 5 月～同年 9 月）	事業課	開示
33	H25. 3. 29	後期高齢者医療療養費支給申請書（平成 24 年 6 月、平成 24 年 8 月及び平成 24 年 10 月）	事業課	部分開示

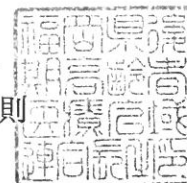
※ 平成 23 年度個人情報の開示請求件数・・・ 23 件

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の運用状況の公表

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第27条の規定に基づき、平成24年度における条例の運用状況を次のように公表する。

平成25年6月13日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 檜原利則



1 公文書の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

実施機関	請求 件数	処 理 状 況					取下げ	
		開示	部分開示	不開示				却下
				不開示情報	不存在	存否応答拒否		
広域連合長	1	0	1	0	0	0	0	
議長	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1	0	1	0	0	0	0	

2 不服申立ての件数及びその処理状況

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成24年度申立て分	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の運用状況の公表

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第46条の規定に基づき、平成24年度における条例の運用状況を次のように公表する。

平成25年6月13日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 榎原利則



1 個人情報ファイルの保有等に関する届出の状況

(単位:件)

実施機関	届出件数			現在数
	保有	変更	廃止	
広域連合長	0	0	0	2
議長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
合計	0	0	0	2

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

(単位:件)

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		開示	部分開示	不開示			却下	
				不開示情報	不存在	存否応答拒否		
広域連合長	33	30	3	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	33	30	3	0	0	0	0	0

(2) 保有個人情報の訂正の請求 0件

(3) 保有個人情報の利用停止の請求 0件

3 不服申立ての件数及びその処理状況

(単位:件)

区分	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成24年度 申立て分	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

3 市町村へのレセプト情報提供について

市町村が行う事業実施のため、後期高齢者医療のレセプト情報の提供依頼があったもの。

1. 福岡県医療・介護・保健情報分析システムに係るもの

(1) 対象の範囲

平成23年4月（又は平成24年4月）から平成25年3月診療分に係るレセプト情報（被保険者氏名、被保険者番号、性別、生年月日、医療機関コード、診療開始日、診療区分、疾病コード、給付日数、診療料）

(2) 提供先

下表のとおり

(3) 保有個人情報の提供の根拠

「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第7条第2項第3号に基づき当該提供する保有個人情報は、市町村が福岡県医療・介護・保健情報分析システムを利用して、医療・介護・保健情報を関連付けて実態を把握し分析・活用するために必要な限度での利用であると判断され、当該個人情報の利用について相当な理由があると考えます。

(4) 提供方法

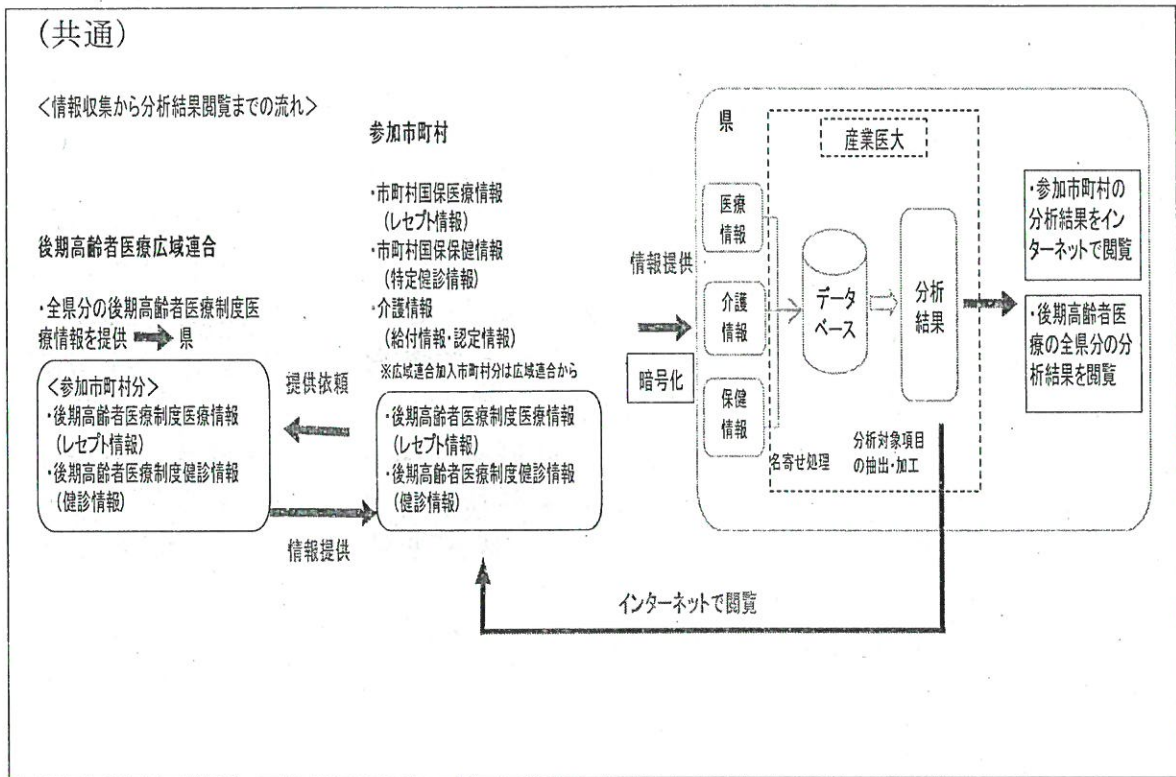
福岡県国民健康保険団体連合会を通じて提供

【提供先等一覧】

提供先	対象期間	承諾年月日
福岡市	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.28
飯塚市	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.28
田川市	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.1
筑後市	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
大川市	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
行橋市	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.1
嘉麻市	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.20
粕屋町	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.1
芦屋町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.1
水巻町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.1
桂川町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
香春町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
川崎町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
大任町	平成24年4月～平成25年3月診療分	H25.2.8
上毛町	平成23年4月～平成25年3月診療分	H25.2.28

(別紙) 事業の概要

1. 医療・介護・保健情報分析システムの概要



2. (市町村名) におけるシステムを活用した具体的な取組み

- ・ 地域の疾病構造等の特性や高医療費の要因を把握し、施策立案の基礎資料とする。(医療)
- ・ 医療機関受診、疾病、投薬の状況などから重複受診者等を把握し、保健指導を実施。(医療)
- ・ 投薬の情報から、後発医薬品に切り替えた場合の効果額を市町村単位、薬効単位、個人単位で把握し、使用促進施策に活用 (医療)
- ・ 特定健診において把握した生活習慣 (食事、運動等) から、生活習慣病のリスク要因を把握し、健診の受診勧奨等に活用 (保健)
- ・ 介護サービスの使用状況を把握し、施策立案の基礎資料とする。(介護)
- ・ 健診の結果、要医療とされたにもかかわらず医療機関を受診していない者を把握し、受診勧奨等の個別指導を実施。(保健×医療)
- ・ 医療と介護情報を名寄せして個人ごとにサービス内容を把握することにより、過度なサービスが疑われる事例や、必要なサービスを受けられていない疑いのある事例を抽出し、保健指導等を実施。(医療×介護)

2. その他の提供

(1) 対象の範囲

下表の対象期間に係る依頼書に記載のレセプト情報

(2) 提供先、利用目的、対象期間、及び提供方法

下表のとおり

(3) 保有個人情報の提供の根拠

「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第7条第2項第3号に基づき当該提供する保有個人情報は、市町村が利用目的に基づく事業実施のために必要な限度での利用であると判断され、当該個人情報の利用について相当な理由があると考えらる。

【提供先等一覧】

提供先	利用目的	対象期間	提供方法	承諾年月日
福岡市	レセプト情報の分析や医療と介護の突合による費用の適正化を図るため。	平成24年4月及び7月診療分	広域連合で直接提供	H25.1.10
筑前町	医療費及び介護費用についての実証研究を行うため。	平成20年4月～平成25年3月診療分	国保連合会を通じて提供	H25.6.13 (23～24年度分) H25.8.19 (20～22年度分)
田川市	高齢者福祉事業の推進において受診状況を把握するため。	平成24年4月～平成25年3月診療分	広域連合電算処理システムにより提供	H26.1.23
那珂川町	運動によって認知症の発症を予防することに関する検証を行うため。	平成21年9月～平成22年10月及び平成24年9月～平成25年10月診療分	広域連合電算処理システムにより提供	H26.1.24
大刀洗町	医療費の伸びの原因を究明するため。	平成23年4月～平成25年3月診療分	広域連合電算処理システムにより提供	H26.2.3

保保第200号
平成24年12月20日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 檜原 利則 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局地域保健課)



高齢者に係る医療・福祉関係データの活用について (後期高齢者医療保険データの活用)

日頃から本市保健福祉行政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では健康寿命の延伸などを図るため、健康増進法に基づく市町村健康増進計画の策定を進めるとともに地域包括ケアシステムの構築、高齢者の見守りシステムの構築などに取り組んでいるところであります。
その推進にあたり、下記のとおり貴広域連合が保有する情報の提供につきまして、よろしく願いいたします。

記

1 目的

(1)健康日本21福岡市計画の推進

今後の超高齢化時代に対応し、高齢者はもちろん、壮年期や次世代の健康づくりを推進するため、現在、健康寿命の延伸及び健康格差の是正などを目的として、健康増進法に定める健康日本21福岡市計画の策定を進めているところである。

そのような中で、高齢者に要する費用の総合的な適正化を図り、持続可能な社会保障施策を推進するためには、レセプトデータ等により、福岡市における介護や後期高齢者の医療費の状況を分析し、市民の生活習慣病予防対策を始めとした、以下に掲げる健康づくり事業を幅広く展開する必要があるため、後期高齢者医療のデータを活用する。

- A レセプト情報をもとに保健指導が必要な被保険者や生活機能の低下した高齢者を抽出し、保健指導を実施するとともに、介護予防教室への参加を促す。
- B 上記の取組から得られたデータなどをもとに、予防に重点化した施策を展開できるよう、疾病予防と医療費用の相関を明示するとともに、疾病と生活習



慣の関係を明らかにして、新たな健康づくり施策の企画立案資料として活用する。

C これらの取り組みで得られた内容を、わかりやすく整理し、保健所などで行う地域や職場での健康講座などに活用し、市民の健康意識を醸成する。

(2) 費用の適正化推進

後期高齢者医療データと介護保険利用データを個人ごとに突合することにより、介護保険被保険者で、介護給付を受けるべき者が医療給付を受けているなどの状況を詳細に把握し、適切な事業者指導などを通じて、医療費用及び介護費用の適正化を推進する。

(3) 公的サービス(後期医療、介護)未利用者の把握による見守りの推進

地域での高齢者には、①医療保険、介護保険など公的制度を利用している人。②健康でなんらの制度も利用する必要がない人。③利用する必要があるがそこにアクセスできない人。④住民基本台帳など公的制度からはずれている人。の4種類があると考えられる。

これからの超高齢社会においては、真に見守るべき人は、上記の③、④の人であろうと想定されることから、すべての後期高齢者から、介護保険サービス利用者と後期高齢者医療の給付がある者を除き、残った人について、地域包括支援センターや民生委員と協働・分担した見守り体制の構築を図り、福岡市の後期高齢者の状況を悉皆把握し、孤独死等を防止する。

(4) 地域包括ケアシステム推進に向けた在宅費用の検証及び施策の展開

地域包括ケアシステムの構築に向けて準備を進めている中で、「施設サービスの方が在宅サービスよりも費用的に低廉である。」との意見が一部にあるため、地域包括ケア体制の推進に向け、介護保険在宅サービスと後期医療者医療の費用の状況を検証し、在宅ケアが推進されるよう施策を構築する。

2 使用する電子情報の内容

別紙のとおり

- (1) 提供形式 CSV形式(暗号化しパスワードを付加)
- (2) 提供方式 MOディスク

3 情報提供を受けるデータの期間

平成24年4月及び7月診療分

4 セキュリティ

- (1) データ利用・集計後は、完全にデータを消去し安全を期する。
- (2) 提供データは、暗号化し、復元するためにはパスワードを要することとする。
- (3) データファイルは、パスワードで管理し、パスワードは担当部長のみが厳正に管理する。

<参考>

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市保健福祉局健康福祉のまちづくり部地域保健課

地域包括支援センター係 秋山

TEL:092-711-4373

FAX:092-733-5587

(別紙)

福岡県後期高齢者広域連合電算処理システムに記録されている
福岡市民の医療受診データ等

医療受診データ

保険者番号
後期高齢被保険者番号
市町村個人番号
性別
生年月日
診療年月
傷病名コード
疾病コード
請求点数
診療実日数
入外区分コード
医療機関コード
医療機関名称

疾病コード表

疾病コード
疾病名称

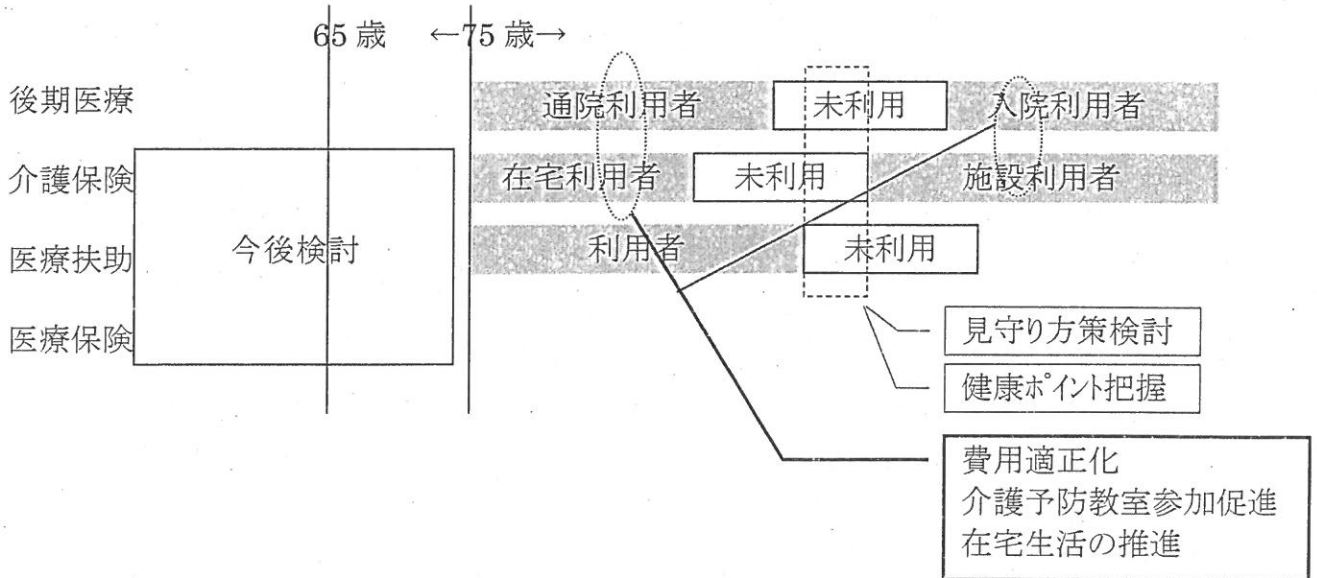
傷病名コード表

傷病名コード
傷病名称

医療機関データ

医療機関コード
医療機関名称
病院区分
郵便番号
住所
電話番号

<データ活用イメージ(見守り対象者等把握)>



25 筑健第 150 号

平成 25 年 5 月 21 日

福岡県後期高齢者医療広域連合長 殿

筑前町長 田頭 喜久己
(健康課 健康推進係)



「医療費及び介護費用についての実証研究」に関する
データ提供について (依頼)

本町の保健医療行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、筑前町におきましては、平成 25 年に「地域住民におけるソーシャルキャピタルと医療費及び介護費用についての実証研究」に取り組むこととなりました。

当該事業は、ソーシャルキャピタル(地域の力)の高低が将来の医療費及び介護費用に与える影響を評価することで地域における保健・医療・介護に関連する資源の機能分化及び連携を推進するための科学的根拠を得ることを目的としております。

つきましては、筑前町の被保険者の後期高齢者医療制度の別紙レセプト情報(平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月診療分)をご提供いただきますようよろしくお願い致します。

また、福岡県国民健康保険連合会様へは別途依頼文を送付いたします。

ご多忙とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 1、レセプト情報抽出期間：平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの診療分(2 年分)
- 2、ご提供時期：平成 25 年 6 月 14 日ころまでにご利用いたします。

～問い合わせ先～

筑前町役場 健康課

課長補佐 一木 真澄

〒838-0298 筑前町篠隈 3 7 3

電話 0 9 4 6 - 4 2 - 6 6 4 9

FAX 0 9 4 6 - 4 2 - 2 0 1 1

Mail : kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp

別紙

筑前町

「医療費及び介護費用についての実証研究」に関するデータ提供について

- ・データ期間：平成23年4月～平成25年3月診療分
- ・データ種類：筑前町 後期高齢者医療費制度に該当する診療分レセプト情報のすべて（医科・歯科・調剤の入院および~~が~~依頼文）
外来分

25筑健第298号

平成25年8月10日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 榎原 利則 様

筑前町長 田頭 喜久
(健康課 健康推進係)



「医療費及び介護費用についての実証研究」に関する
追加データ提供について（依頼）

本町の保健医療行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般5月に標記研究におきまして平成23年度分レセプト情報のご提供をいただきました折には、大変お手数をおかけしありがとうございました。

今回は、前回の同研究内での追加データとなりますが、過去からの医療費動向を分析のため平成23年度以前のレセプト情報につきましてもご提供いただきたくご協力をよろしくお願いいたします。データの詳細は別紙に添付しておりますので、ご参照ください。

また、福岡県国民健康保険連合会様へは別途依頼文を送付いたします。

ご多忙の折大変お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

～問い合わせ先～

筑前町役場 健康課

課長補佐 一木 真澄

〒838-0298 筑前町篠隈373

電話0946-42-6649

FAX0946-42-2011

Mail: kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp



別紙

筑前町

「医療費及び介護費用についての実証研究」に関する追加データ提供について

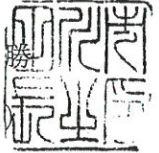
- 1、レセプトデータ期間：平成 20 年 4 月診療分～平成 23 年 3 月診療分
- 2、データ種類：筑前町後期高齢者医療費制度に該当する診療分レセプト情報のすべて
(医科・歯科・調剤の入院および外来)
- 3、納期：平成 25 年 8 月 28 日

田市保第302号

平成26年1月23日

福岡県後期高齢者医療広域連合長 殿

田川市長 伊藤 信 勝
(市民生活部市民課保険係)



被保険者給付データの御提供について（依頼）

本市、医療・介護事業のため、下記データが必要となりますので、御提供方、よろしく
お願いいたします。

記

- 1 対象者 全被保険者
- 2 対象月 平成24年4月診療から平成25年3月診療まで
- 3 必要データ 生年月日（年齢）、費用額、自己負担額を含むデータ
- 4 データ提供依頼の理由

本市高齢者福祉事業の推進を図るため、高齢者の自己負担額の状況を把握するため、年
齢ごとの受診状況及び介護保険の利用状況（介護保険については、年齢ごと、要支援度ご
と）の把握を行うため。



25 那国第 1950 号

平成 26 年 1 月 9 日

福岡県後期高齢者医療広域連合代表者 様

那珂川町長 武末 茂喜



後期高齢者医療費等に関するデータの提供について（依頼）

本町の保健医療行政につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、本町におきましては、平成 23 年度より福岡大学との協定に基づき認知症研究事業を展開しているところです。この事業は、軽度認知障害のある対象者へのニコニコペースによる運動介入が、認知症の予防に与える効果を科学的に評価し、将来の保健・介護・医療に与える影響を検証するものです。

つきましては、下記のとおり本町の被保険者の後期高齢者医療制度のレセプト情報を提供いただきますようお願いいたします。

記

○対象者：別紙参照（49名）

○対象期間：H21.9.1～H22.10.31 1年間分

H24.9.1～H25.10.31 1年間分

※運動介入前後の医療費の比較を行います

○参考資料：福岡大学との連携協定書（写）

研究事業に関する説明書（写）

個人情報等承諾書（写）

※個人情報等に関しては、説明書を個別に説明し承諾をいただきました。

問い合わせ先

那珂川町国保年金健康課

健康担当（保健センター）

電話 953-2211

内線 412 担当 牛房





25大健支第1229号

平成26年1月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合代表者 様

大刀洗町長 安丸 国勝
(健康福祉課 健康支援係)



後期高齢者医療費等に関するデータの提供について (依頼)

本町の保健医療行政につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本町におきまして、平成24年度後期高齢者医療費の県内市町村比較表を検討いたしましたところ、本町の医療費の伸び率が、他市町村と比較して特に大きいことが判明いたしましたので、現在その原因究明を図っているところです。

しかしながら、本町で調査できる医療費についての情報が乏しく、後期高齢者の医療費データを管理されている貴殿に本町の後期高齢者医療に関するデータの提供をお願いすることとなりました。

つきましては、業務多忙の折、恐縮ではございますが、下記のとおり、本町の被保険者の後期高齢者医療制度のレセプト情報を提供いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者：大刀洗町の全被保険者
2. 対象期間：H23.4.1～H25.3.31 2ヶ年分
平成23年度と平成24年度の比較を行います。
3. 必要項目：医科に係る月別の情報
項目：被保険者番号、性別、年齢、氏名、利用月、入院・入院外、日数、医療費総額（調剤薬局含む）、病名（病名の情報すべて）、病院名



【参考】

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 他の実施機関又は国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(以下 略)

